

公 示

九州運輸局長
令和5年11月1日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和5年11月13日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第14号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

	申請者	申請概要	営業区域	備考
5-202	株式会社 侍李音	○公共的割引（高齢者割引）の廃止 ・高齢者に対する割引は、次のとおり。 ①高齢者割引は、すべての運賃及び料金に適用する。 ②高齢者（60歳以上）の判断は、年金手帳、健康保険証、運転免許証等公的な書類によって行う。なお、以後の判断を容易にするため、確認証を発行する。 ③複数の高齢者（60歳以上）の方が、1車両に乗車した場合でも、割引率は1割引きとする。	北松浦郡、佐世保市 （江迎町、鹿町町に限る。）	
5-203	隠塚 民夫	○遠距離割引の廃止 ・普通車：「9,000円を超える部分につき1割引」	福岡交通圏	